平成 24 年 5 月 27 日版

兵庫県教育カウンセラー協会　会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条　この会は、兵庫県教育カウンセラー協会(以下「本会」という)と称する。

2 本会は NPO 日本教育カウンセラー協会兵庫県支部の別称を使用することができる。

(事務所)

第 2 条　本会は、事務所を西宮市御茶家所町 6-42、大手前大学総合文化学部 伊藤博研究室内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条　本会は NPO 日本教育カウンセラー協会(以下「協会」という)を協力団体として、目的達成のために相互に協力する。

2 本会は協会に加盟し、所定の会費を支払う。

(事業)

第 4 条　本会は、前条の目的を達成させるため次の事業を行う。

(1)教育カウンセリングに関する研修会、講演会、研究会の開催

(2)協会認定教育カウンセラーへの情報・資料の提供

(3)会員及び地域の教員・幼児・児童・生徒・学生・保護者等への援助

(4)その他、目的を達成するための必要な事業

(研修会)

第 5 条　本会は前条(1)に規定する研修会を主催し、協会はこれを主管するものとする。

2 協会へは別に定める分担金を講座ごとに支払うものとする。

第 3 章　会員

第 6 条　会員は、次の正会員、準会員とする。

1 正会員は協会が認定した教育カウンセラーのうち、勤務先もしくは居住地が兵庫県にあり、本会に入会希望したものとする。

2 準会員は、本会が主催する教育カウンセラー養成講座に参加し、本会に入会希望したものとする。

第 7 条　会員は別に定める会費を前納するものとする。

第 8 条　会員は次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1)退会届を提出したとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

第 4 章　役員及び顧問

第 9 条　本会に次の役員を置く。

(1)名誉会長　1 名

(2)顧問　若干名

(3)理事長　1 名

(4)副理事長　2 名

(5)理事　若干名

(6)事務局長　1 名

(7)会計　1 名

(8)会計補佐　1 名

(9)監事　2 名

第 10 条　理事及び監事は総会で選任し、理事の互選で理事長、副理事長及び事務局長、会計を定める。

2 理事および監事は協会が認定した上級および中級教育カウンセラーであること。

3 会計に関しては協会が認定した教育カウンセラーの資格を所持する会計補佐 1 名を置くことができる。

4 監事のうち 1 名は本会の会計処理の公正性を期するため第 3 章の 1 及び前項の規定にかかわらず会計または税務処理に関わる事務所員を当てることができる。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の服務)

第 11 条　理事長は本会を総理し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、代表に事故ある時は、副理事長の一人が理事長を代行する。

3 理事は本会の事業を推進する。

4 事務局長は、本会の事務を統括する。
5 会計は、本会の会計を掌理する。会計補佐は、会計を補佐する。
6 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
7 名誉会長・顧問は本会の事業の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(役員の任期)
第 12 条　役員の任期は 4 年とし、再任は妨げない。

(名誉会長・顧問)
第 13 条　本会に名誉役員として名誉会長及び顧問を置くことができる。
2 名誉会長・顧問は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
3 名誉会長・顧問の任期は 4 年とし、再任は妨げない。

第 5 章　会議

(会議)
第 14 条　会議は、総会、理事会、役員会とする。

(会議の構成)
第 15 条　総会は正会員をもって構成する。
2 理事会は理事及び監事をもって構成する。
3 役員会は、理事長、副理事長、事務局長、会計をもって構成する。

(会議の招集〕
第 16 条　会議の招集は理事長が行う。その場合、開催日の 10 日前までに、会議の目的とする事項、日時、場所を記載した書面により、会議の構成員に通知しなければならない。但し、緊急を要する会議の招集については、この限りではない。

(議長)
第 17 条　会議の議長は、理事長が行う。

(会議の議決事項)
第 18 条　総会は以下の事項について議決する。
(1)規約の変更
(2)解散及び合併
(3)事業計画及び収支予算ならびにその変更
(4)事業計画及び収支決算
(5)役員の選任又は解任、職務及び報酬等
(6)入会金及び会費の額
(7)事務局の組織及び運営
(8)その他、運営に関する重要事項
2 理事会は、この規約で定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1)総会で付議すべき事項
(2)総会で議決した事項の執行に関する事項
(3)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
3 理事会は、事業運営及び会則に定めのない事項で事業の遂行上に必要な事項を審議する。

(会議の運営)
第 19 条　会議は、すべてその構成員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。但し、当該議事について、書面により予め意志を表明した者を出席とみなす。
2 議事は、出席した構成員の過半数の同意で決め、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第 6 章　会計

(年度)
第 20 条　本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日から翌年の 4 月 30 日までとする。

(経費)
第 21 条　本会の経費は、会費、研修会費、講演会費、研究会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(残余財産の帰属)
第 22 条　本会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、協会に譲渡するものとする。

付則
この会則は平成 16 年 6 月 27 日から施行する。
この会則は平成 24 年 5 月 27 日から施行する。